

## **[事案 22-42] 既払込保険料返還請求**

平成 23 年 2 月 21 日 和解成立

### **<事案の概要>**

営業担当者の「契約を復活し 13 カ月分の前納保険料を払い込めば、4 年後には払込保険料以上の解約返戻金が受け取れる」という説明を信じ手続きしたものであり、営業担当者の説明どおり支払ってほしいとして申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

父が保険契約者・被保険者として平成 19 年に加入していた終身介護保険と変額保険(終身型)の 2 つの保険契約について、営業担当者の説明を信じて、下記のとおり契約の復活、契約者変更、保険料の前納に応じたが、その説明は真実ではなかった。

営業担当者が説明したとおり、前納期間以降の保険料を払い込むことなく、営業担当者が話した金額 282 万円(払込保険料プラス $\alpha$ 相当)を支払って欲しい。

- (1) 営業担当者は母に対し、父が支払ってきた保険料が無駄にならないように、失効した契約を復活して、契約者を父から私に変更して契約を継続することを勧められ、2 契約の復活保険料を営業担当者に渡し、保険料を保険会社に振り込み復活したうえで、契約者を父から私(娘)に変更した。
- (2) さらに、営業担当者は、各保険料の 13 カ月分の前納保険料さえ支払っておけば、その後の保険料の支払いは不要で、4 年後の平成 23 年には、これまで払い込んだ保険料累計額を上回る金額(282 万円)が戻ってくるとの説明を受け、それを信じて各保険の 13 カ月分の保険料を前納した。

### **<保険会社の主張>**

申立人等から提出された資料について営業担当者に所要の確認を実施したが、申立人が主張するような、同担当者が事実と相違する説明に基づき復活および契約者変更手続きを行い、前納保険料を支払わせた事実はなかったものと判断しており、申立人の要望には応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、申立人および相手方会社から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、営業担当者からの事情聴取の内容にもとづいて審理した結果、下記事情を斟酌し、相手方会社に和解による解決の検討を要請したところ、和解案の提示があった。

裁定審査会としても、同和解案を相当なものと考え、生命保険相談所規程第 4 1 条第 1 項にもとづき、同和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 募集人は、前納保険料さえ支払っておけば 4 年後には 282 万円になって戻ってくると説明したことはないと述べ、申立人等の主張と対立している。申立人は、裏付けとなる証拠として、申立人の母のメモ、募集人の書き込みのある設計書を提出しているが、いずれの証拠も、募集人が前納保険料さえ支払っておけば 4 年後には 282 万になって戻

ってくると確約したことの証明には不十分である上、仮に募集人がそのように確約したとしても、法律的に相手方会社がそのような支払義務を負うものではない。

- (2) しかし、失効した申立人の父の保険を、元妻（申立人の母）が復活保険料を支払うことにより復活させ、申立人に契約者を変更した上で、さらに前納保険料を支払うという極めてイレギュラーな経緯を考慮すると、募集人において申立人が誤解するような説明をなした可能性がないわけではなく、また、募集人による設計書への書き込みの中に、保険料に関わる趣旨不明の記載がある。